



# 福祉共済 支払ニュース 臨時号

発行 全国連 企業支援部 リスクマネジメント課【2020年4月】

## ◎ 【4月1日より、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が 先進医療から削除されました】



先月の支払いニュースでお知らせしたとおり、厚生労働省により先進医療に関する検討が行われ、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」については、2020年4月1日より先進医療から削除されました。  
従いまして、ご契約日にかかわらず、2020年4月1日以降に受療されても当該療養にかかわる技術料については先進医療共済金のお支払対象外となりますので、ご注意ください。

白内障の手術については、今まで通り健康保険が適用されている場合には、「医療特約」および「トータルがん補償」における手術共済金のお支払い対象となります。



全国連福祉共済の「医療特約」および「トータルがん補償」における『先進医療』については、『主務官庁（厚生労働省）が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われる医療のうち、先進医療として主務官庁が定めたもの』と定義されています。

※ 被共済者が受けられる治療が、お支払対象となる先進医療に該当するかにつきましては、治療を受けられる前に、医師に必ずご確認くださいようご説明して下さい。

※ 先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関等に関する最新の情報につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

## ◎ 【新型コロナウイルス感染症に関する「入院」について 以下のとおり特別扱いをいたします】



全国連福祉共済の「医療特約」および「トータルがん補償」における『入院』については、『病院等に入り、常に医師の管理下に置いて治療に専念すること』を要件としておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含みます。）や自宅において入院と同等の治療をする場合も「入院」として取り扱い、入院共済金をお支払いいたします（※）。

※ 診断書や検査結果通知等、医師の証明書等をご提出いただく場合に限りです。